

廿日市学校給食センター包括管理運営業務  
委託事業に関するサウンディング型市場調査  
実施要領

令和8年5月13日

廿日市市

## 1 調査の名称

廿日市学校給食センター包括管理運営業務委託事業に関するサウンディング型市場調査

## 2 調査の目的等

廿日市学校給食センターでは、管理運営を安定的に良質なまま継続するため、現状の委託業務などの契約手法を見直し、民間事業者による包括的な管理運営を行います。

今回の市場調査は、令和7年8月に実施したサウンディング型市場調査などにより作成した募集要項（素案）及び要求水準書（素案）について、確認が必要な項目を整理し、民間事業者の創意工夫が発揮できる内容にするため実施するものです。

## 3 対象施設の概要

項目	内容	
施設名	廿日市学校給食センター	
所在地	廿日市市宮内工業団地1番地63	
建築年	平成17年3月31日	
供用開始	平成17年9月1日	
構造	鉄骨造2階建て	
敷地面積	6,500㎡	
延べ床面積	3,022.12㎡	
最大調理能力	9,000食	
現在の運営方法	調理・洗浄業務、配送業務、ボイラー運転管理業務等をそれぞれ委託	
提供先	小学校 (11校)	廿日市小学校、平良小学校、原小学校、宮内小学校、地御前小学校、佐方小学校、阿品台東小学校、阿品台西小学校、金剛寺小学校、宮園小学校、四季が丘小学校
	中学校 (5校)	廿日市中学校、七尾中学校、阿品台中学校、野坂中学校、四季が丘中学校
提供食数	約6,800食（令和7年7月現在）	

#### 4 事業化の方針

##### (1) 包括管理運営業務の範囲

- ア 10の委託業務（表1①～⑩）
- イ 厨房設備の修繕・更新（表1⑪）
- ウ 業務に必要な消耗品の購入（表1⑫）
- エ 受配校への配膳員の配置（表1⑬）

##### (2) 契約期間（予定）

令和9年3月～令和19年8月  
地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為を設定

##### (3) その他（表1以外の業務等）

- ア 建築物、建築設備及び付帯施設に係る更新、改修及び修繕は市で行います。
- イ 廃水処理施設保守点検業務委託は、下水道事業が別に実施する包括管理業務委託に含めて行います。
- ウ 建築物、建築設備及び付帯施設の維持管理業務は、市が別に委託する廿日市市公共施設包括管理業務委託にて実施します。対象範囲は「要求水準書（素案）」に示します。

表1 包括管理運営業務の範囲

業務名
①学校給食調理等業務
②給食搬送業務
③廃棄物収集運搬業務
④ボイラー運転管理等業務
⑤ボイラー保守点検業務
⑥第一種圧力容器性能検査業務
⑦厨房設備保守点検業務
⑧厨芥処理機保守点検業務
⑨ねずみ・昆虫等防除業務
⑩玄関マット取替洗浄業務
⑪厨房設備修繕・更新業務
⑫業務に必要な消耗品の購入
⑬受配校における配膳員業務
⑭包括管理運営マネジメント業務

#### 5 包括管理運営業務開始までのスケジュール（予定）

公募型プロポーザル方式により事業者を選定します。

- (1) 公募開始 令和8年6月
- (2) 業者選定 令和8年10月
- (3) 契約締結 令和9年3月
- (4) 給食提供（運営業務及び厨房設備等維持管理業務）開始 令和9年9月

#### 6 サウンディングスケジュール

実施要領の公表	令和8年5月13日（水）
サウンディング参加申込み期限	令和8年5月20日（水）15時まで
サウンディング実施（予定）	令和8年5月25日（月）～27日（水）
実施結果の公表	令和8年6月上旬予定

## 7 サウンディングの内容

### (1) 参加対象者

法人又は法人のグループとします。ただし、法人又はその代表者が次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ア 国税、都道府県税及び市町村税等を滞納している者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定による是正、再生手続中の者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当する者
- オ 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他市長が適当でないと判断する者

### (2) サウンディングの確認項目

主なサウンディング内容 (これまでの実績を踏まえて)	1 スケジュールに対する意見
	2 募集要項（素案）に記載する参加資格要件に関する課題
	3 要求水準書（素案）に記載する業務範囲や要求水準に対する疑問など
	4 有資格者の配置及び兼任可否について
	5 本事業に対する意見

### (3) 関係資料

サウンディング実施に当たり、次の資料を市ホームページに掲載します。

- ・ 募集要項（素案）
- ・ 要求水準書（素案）

※募集要項（素案）及び要求水準書（素案）の内容は現時点での案であり、確定したものではありません。

また、参加申込みを行った事業者には、次の資料を配布します。

- ・ 令和8年度各業務仕様書（参考資料）

※各業務仕様書は令和8年度の内容です。「廿日市学校給食センター包括管理運営業務」は要求水準書に基づき実施するため、これらの仕様書のとおりではなく、変更があります。

## 8 サウンディング実施の流れ

### (1) 申込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙1「参加申込書」に必要事項を記入の上、「10 問い合わせ先」までメールにて申し込んでください。なお、件名には提出者名を含めて記載してください。

申込期限：令和8年5月20日（水）15時まで

### (2) 実施について

#### ① 実施期間

令和8年5月25日（月）～27日（水）

午前：9時00分から12時00分まで

午後：1時00分から5時00分まで

※希望の時間帯については別紙1「参加申込書」で選択してください。

※実施日時については事前に連絡させていただきます。

#### ② 所要時間

1事業者につき60分程度（質疑応答含む。）

#### ③ 実施場所

廿日市学校給食センター

※具体的な実施場所については、実施時間の連絡の際に併せて連絡します。

※対面での参加が難しい場合はオンライン形式での実施も可能です。

#### ④ アンケート調査票の事前提出

・アンケート調査票は、令和8年5月20日（水）15時までにメールにて提出してください。

・提出が遅れる場合は担当窓口にてメールにて連絡してください。

#### ⑤ その他

・サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため個別に行います。また、参加事業者の出席者は5名以内としてください。

・サウンディング当日に資料をお持ちいただく場合は、サウンディング実施場所において10部の提出をお願いします。

### (3) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、公表に当たっては、参加事業者に内容の確認を行います。

## **9 その他**

### **(1) 参加事業者の取扱い**

今後、事業者公募を行う際に、本調査への参加実績が評価の対象として優位性を持つものではありません。

### **(2) 費用負担**

サウンディングの参加に関する書類作成、提出等に係る全ての費用は、参加事業者の負担とします。

### **(3) 提出書類の取扱い・著作権等**

提出書類の著作権はそれぞれの参加者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

なお、サウンディングにおける内容は、あくまで調査時点での想定のものとし、今後の事業の方針を決定するものではないことをご理解ください。

### **(4) 追加調査等へのご協力をお願い**

必要に応じて、追加調査や文書照会、アンケート等を行うことがありますので、可能な限りご協力をお願いします。

## **10 問い合わせ先**

質問等がある場合は、以下までお問い合わせください。

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

廿日市市 経営企画部 行政経営改革推進課（担当：小田）

電話番号：0829-30-9127

Eメール：gyokaku@city.hatsukaichi.lg.jp